

1. 現状と課題

(1) 高齢者の見守りについて

① 高齢者見守り台帳（対象者）

民生委員や友愛訪問ボランティアの見守りために作成されており、65歳以上の単身高齢者及び75歳以上の老老世帯を対象している。

② 課題

対象者の中に元気な高齢者が多く含まれている。

（参考）平成29年3月末時点での見守り対象者

調査対象者：単身 83,203 人、老老 36,216 人 見守り必要：単身 39,591 人、老老 14,562 人

(2) 災害時要援護者について

① 災害時要援護者リスト（対象者）

災害時に支援が必要となる要援護者情報を保健福祉局と各区保健福祉部で共有するため災害時要援護者リストを作成している。（半年に1回更新し、災害時に利用する。）

② 課題

災害時要援護者リストの掲載者は、要介護3以上、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者、ひとりぐらし等高齢者であり、元気な高齢者が多く含まれる。

また、災害時に支援が必要となる要支援者、軽度要介護者、軽度障害者が対象外。

(3) 担い手について

① 高齢者の見守りについて

ア 現状

- ・ 従来より、民生委員や友愛訪問ボランティアが行っているほか、あんしんすこやかセンターに配置している地域支え合い推進員が民生委員等と協力しながら、地域住民同士で見守り支え合える地域づくりを支援している。

イ 課題

- ・ 高齢者見守りの担い手である民生委員は、業務に対する負担感等から担い手不足となっており、負担軽減対策が必要である。
- ・ 個人情報保護の観点から様々な担い手間での情報共有の方法の検討が必要である。

② 災害時要支援者に対する見守り

ア 現状

現在56地区・団体が支援団体として活動を行っている。

イ 課題

神戸市から支援者団体に提供している名簿は、災害時要援護者リストとほぼ同じ対象者となっており、元気高齢者が多く含まれると共に、災害時に支援が必要となる要支援者、軽度要介護者、軽度障害者が含まれないケースが多い。※支援団体への提供リストは、条例上は支援団体が希望する対象者である。

(4) 台帳（リスト）について

民生委員が行っている見守りの対象者の台帳（高齢者見守り台帳）と「災害時要援護者リスト」の対象者が一致していないという課題がある。

2. 今後について（案）

(1) 「高齢者見守り台帳」と「災害時要援護者リスト」の一元化

両台帳の一元化を図り、災害時に本当に支援が必要となる方を把握し、平常時から見守りをするための「地域見守り台帳」として一元化し、担い手（関係者）で共有する。

(2) 対象者について

高齢者については、社会参加が困難な要支援以上をその対象とするなどの検討を行うと共に、若年障害者や軽度身体障害者や療育手帳の所持者への対象拡大についても検討して行く。

(3) 担い手について

① 要援護者支援センターについて

- ・ 市内 12 か所の基幹福祉避難所を平時の見守りの拠点となる「要援護者支援センター」として指定し、そこに要援護者支援コーディネーターを配置する。（今後、各区 3 ヶ所となるよう整備を進めていく）
- ・ 要援護者支援コーディネーターが見守り対象者の把握やニーズの取りまとめを行い、各関係機関との顔の見える関係づくり等、中心的な役割を担う。

② 障害者支援センター

- ・ 既存の在宅障害者福祉センター（市内 3 ヶ所）の機能拡充及び在宅福祉センターなど的高齢者施設（市内 6 ヶ所）の転用により、平成 30 年度より順次全区に障害者支援センターを設置し、障害者の見守り支援を始め各区の障害者支援の拠点として整備を予定している。

(4) 見守り体制について

- ① 複数のあんしんすこやかセンター地域（圏域）ごとに要援護者支援センターの要援護者支援コーディネーターが関係機関とのネットワーク構築の統括を行う。
- ② 個々のあんしんすこやかセンター圏域ごとには地域支え合い推進員や民生委員等が要支援者との平時からの顔の見える関係づくりを行う。
- ③ 各区社会福祉協議会が見守りに関する総合調整を担い、要援護者支援コーディネーター等関係者の活動支援を行う。